

令和2年度(2020年度)第3回函館市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- **開催日時** 令和3年(2021年)3月30日(火) 18:30~19:30
- **開催場所** 函館市亀田交流プラザ 3階 大会議室2
- **会議内容**
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 地域密着型サービスの運営に関する事項
 - ア 地域密着型サービス事業者の指定等について・・・・・・・・・・資料1
 - イ 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について・・・・・・・・・・資料2
 - (2) 地域包括支援センターの運営に関する事項
 - ア 第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について・・・・・・・・・・資料3
 - イ 令和2年度(2020年度)地域包括支援センター事業評価(国)について・・・・・・・・・・資料4
 - ウ 令和3年度(2021年度)函館市地域包括支援センター運営方針について・・・・・・・・・・資料5
 - 3 その他
 - (1) 福祉のまちづくりフォーラムについて
 - (2) その他
 - 4 閉会
- **出席委員** (11名)
岩井祐司会長, 齋藤征人副会長, 後藤琢委員, 山本裕美子委員, 渡部良仁委員, 佐々木大介委員, 柏原美之委員, 三國富美子委員, 船橋優子委員, 村田亮二委員, 小泉正勝委員
- **欠席委員** (0名)
- **地域包括支援センター** (10名)
あさひ 四戸管理責任者, こん中央 福島管理責任者, ときとう 長谷山管理責任者, ゆのかわ 佐々木管理責任者, たかおか 松野管理責任者, 西堀 川村管理責任者, 亀田 常野管理責任者, 神山 小杉管理責任者, よろこび 林管理責任者, 社協 高田管理責任者
- **傍 聴** 3名
- **報道機関** 1名
- **事務局** (8名)
(保健福祉部) 大泉部長, 本吉次長
(指導監査課) 高木主査
(地域包括ケア推進課) 小棚木課長, 高橋課長, 岩島主査, 伊藤主査, 古口主任技師

○ 会議要旨

※の記載がある議事については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として会議時間を短縮するため、事務局からの説明を一部省略した。

1 開会

2 議事

(1) 地域密着型サービスの運営に関する事項

ア 地域密着型サービス事業者の指定等について (※)

岩井会長

地域密着型サービス事業者の指定等について、特に説明すべき事項があれば事務局から説明願いたい。

高木主査

(資料1「地域密着型サービス事業者の指定等について」に基づき説明)

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。特にないようなので、協議会として意見がないということで、次にまいるたい。

イ 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について (※)

岩井会長

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、特に説明すべき事項があれば事務局から説明願いたい。

高木主査

(資料2「函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正および函館市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正の概要」に基づき説明)

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。特にないようなので、協議会として意見がないということで、次にまいるたい。

(2) 地域包括支援センターの運営に関する事項

ア 第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について (※)

岩井会長

第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、特に説明すべき事項があれば事務局から説明願いたい。

古口主任技師

資料に記載のとおりであり、特に説明すべき事項はない。

岩井会長

資料3について、意見・質問等はないか。特にないようなので、協議会として意見がないということで、次にまいりたい。

イ 令和2年度(2020年度)地域包括支援センター事業評価(国)について

岩井会長

令和2年度地域包括支援センター事業評価(国)について、事務局から説明願いたい。

古口主任技師

(資料4「令和2年度(2020年度)地域包括支援センター事業評価(国)について」に基づき説明)

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。

小泉委員

資料1ページの「I 目的」に、「地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるものである」との記載がある。

深化という言葉の意味が分からなかったので、辞典で調べたところ、「物事の進み具合が早くなること、また深めること。」記載があった。

短く分かりやすい言葉で、感銘を受けた。

齋藤副会長

資料8ページの「Q72 センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。」という評価指標について、事務局の説明にあったように、函館市の規模で、市が地域の社会資源に関する情報を詳らかに情報提供できるかということ、それも大事だが、もう一方で、第2層の圏域(日常生活圏域)ごとの協議体の中で、メンバーが情報を持っている可能性があり、市が情報提供をすることだけでなく、多様な主体が協議体に参加

し、情報交換をするなかで、地域の細やかな情報が蓄積され、絶えず更新されていくと思う。
市がやらなくてよいということではないが、両方の視点で進めた方がよいと思う。

古口主任技師

今後、市とセンターで、地域にある社会資源の概要図のようなものを作成する予定であるが、それを活かして、各圏域の協議体等で情報交換ができる場面を作ることができればと感じた。

地域包括支援センターと今後の実施に向けて検討したい。

岩井会長

資料3ページの「3② 利用者のセルフマネジメントを推進するための仕組みづくりについての検討」について、事務局から説明があったように、まだ要介護の段階ではない方に、いかに自分で要介護状態にならないように取り組んでいただくかを支援するかということだと思う。

今後、効果的な手法について検討するという事で、資料には、「介護予防手帳等のツールを活用」との文言もあるが、普段の話し合いのなかで、具体的にイメージしているものはあるか。

古口主任技師

現在は、どのような対象にどのような支援を行うかの共有を行っているところではあるが、話し合いの中で、これまでも様々な手帳があったが、自分で活用することが難しい方も一定程度いるので、手帳という形ではなく、目標や取組むことなど、必要な情報を分かりやすく整理し、大枠で見えるようにしたものでも十分効果があるのではないかという話題が出ていた。

今後、検討を深めていきたい。

岩井会長

色々なツールを効果的に使うことは良いことだと思うので、これから検討を進めていただきたい。

他に意見・質問等はないか。なければ、ただ今の意見を参考にしていきたい。

ウ 令和3年度（2021年度）函館市地域包括支援センター運営方針について

岩井会長

令和3年度函館市地域包括支援センター運営方針について、事務局から説明願いたい。

古口主任技師

（資料5「令和3年度（2021年度）函館市地域包括支援センター運営方針について」に基づき説明）

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。

小泉委員

資料9 ページ「2 (1) ③ア 住宅改修支援事業」について、重要課題として「地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う」とあるが、そのようななかで、地域包括支援センターが住宅改修支援事業を実施することに違和感がある。

段差の解消等について助言するなどの支援を行えばよいのではないか。

古口主任技師

介護認定を受けている方が、介護保険制度を利用して段差の解消や手すりの設置等を行う際には、専門職が改修の必要性や改修内容を記載した理由書を作成する必要がある。

一般的には、担当の介護支援専門員が理由書を作成するが、住宅改修以外のサービスを利用していない場合、介護支援専門員は理由書を作成しても報酬を請求できない。

そのため、本市においては、任意事業の住宅改修支援事業を実施し、担当の介護支援専門員のない方が住宅改修を行う際に、高齢者の多様な相談に対応する地域包括支援センター職員が理由書を作成することで、介護支援専門員の負担軽減を図るほか、必要な方がサービスを利用できるようにしている。

重要課題や重点取組事項と比較すると違和感があると思うが、ご理解いただきたい。

柏原委員

重点取組事項の「地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発」について、これまで認知症の人と多く関わるなかで、重度の認知症の方については理解してもらいやすいが、初期の認知症の方の場合は、性格の影響なのか判断しづらいこともあると感じている。専門職でも判断に迷うことがあるので、一般の方が初期の認知症の方を理解するのは、とても難しいことだと思う。

また、認知症についての啓発を行う際には、重度の方の説明をすることが多いが、初期の方を理解することが、早期発見や必要な支援につなげるために大事なことだと思うので、初期の認知症についての啓発を重点的に実施していただきたい。

古口主任技師

初期の認知症の周知の実施について地域包括支援センターと相談するほか、運営方針にも文言を追加できるか検討したい。

三國委員

社会福祉協議会としては、在宅福祉委員会や総合相談、ボランティアへの支援など、様々な事業を行っていることから、事業を活用しながら重点取組事項の実施に協力していきたい。

船橋委員

地域包括支援センターには、いつも早期に対応していただき感謝している。

柏原委員が話していたとおり、認知症の方への早期の支援が大変重要だと思う。

民生児童委員の活動のなかでも、タクシー会社や郵便局など、高齢者がよく利用する機関の方が異変に気づき、相談していただくことで支援につながることもあるため、そのような情報も必要だと感じている。

岩井会長

他に意見・質問等はないか。なければ、ただ今の意見を参考にさせていただきたい。

3 その他

(1)福祉のまちづくりフォーラムについて

岩井会長

福祉のまちづくりフォーラムについて、事務局から説明願いたい。

古口主任技師

本日、机上に「福祉のまちづくりフォーラム報告書」を配布している。

平成28年度から地域ケア全体会議を開催してきたが、令和元年度には、障がいや子育て、生活困窮等の分野に参集者を拡大し、地域共生社会の実現に向けた意見交換や好事例の横展開を行う場に発展させ、福祉のまちづくりフォーラムとして開催し、過去最高の214名に参加いただいた。内容については、報告書をご覧ください。

今年度もフォーラムを開催する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、残念ながら中止となった。しかし、このコロナ禍のなかでも、一生懸命取り組んでいる地域もあり、意識醸成を停滞させたくないという思いがあり、地域包括支援センターと一緒に報告書を作成した。

報告書に、「我がまちでも何か取組をはじめたい」「地域と連携して取組を行いたい」などの思いがあるけれど、どうしたらいいかわからないというときには、地域包括支援センターへご連絡くださいと記載してあるが、委員の皆様の所属する団体のなかでも、そのようなところがあれば地域包括支援センターに連絡していただきたい。

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。

このような取組はとても面白いと思うし、これが地域での様々な動きにつながると思うので、状況が許せば継続していただきたい。

(2) その他に関して事務局から何かあるか。

岩島主査

1点目は、地域包括支援センター運営法人の公募予定についてだが、現在、委託している10カ所の地域包括支援センターの運営法人は、平成27年度に公募を行い選定し、業務委託

の契約期間が、平成28年度から令和3年度までの6年間となっており、来年度いっぱいまで契約が満了する。このことから、令和4年度以降の運営法人について、令和3年度中に改めて公募を行い選定していくこととなる。また、令和4年度からは、これまでの地域包括支援センターの機能のほかに、自立相談支援機関としての役割を付加し、「福祉拠点」としてセンターの機能を拡充することから、センター業務と自立相談支援機関業務を一体的に運営できる運営法人を公募型プロポーザル方式で選定していきたいと考えている。なお、契約期間は、現在と同様に、令和4年度から9年度までの6年間とする。

今後のスケジュールとしては、夏頃の審査委員会で参加希望される運営法人からのプレゼンテーションやヒアリングをいただき、その後、その結果を本協議会にて報告し、協議をしたいと考えている。

2点目は、本協議会の委員の任期についてだが、本協議会の委員の任期は3年間となっており、今年の4月30日までとなっている。

現在、改めて各団体に5月以降の委員の推薦の依頼をしている。

岩井会長

事務局の説明について、意見・質問等はないか。

最後に、一言ご挨拶申し上げます。地域包括支援センター運営協議会の委員の任期が、今年の4月までとなる。委員の皆様には、この3年間お忙しい中協議会に参加していただき、感謝申し上げます。また、地域包括支援センターの職員の方にも出席していただき、貴重なご意見をいただいた。地域包括支援センターは、まさしく、地域住民の福祉の拠点となっている大切な機関であり、これからますます重要な役割を担うことになると思う。本協議会も、地域包括支援センターについて考える、非常に意味のある協議会になると思う。皆様には、今後も本協議会に御理解と御支援をお願いして、挨拶とさせていただきます。

(閉会)